

入 札 公 告

令和 7 年 6 月 1 9 日

条件付き一般競争入札を行うにあたり、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき、下記のとおり公告する。

下関市長 前田 晋太郎

記

1. 業務名 あるかぽーとエリア モバイルファニチャー製作等委託業務
2. 業務内容 別添 1 仕様書のとおり
3. 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで
4. 入札参加条件
 - （1）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者。
 - （2）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（民事再生法に基づく更生手続き開始の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でない者。
 - （3）この公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置（以下「指名停止等」という。）を受けていない者。
 - （4）入札参加資格確認申請書の提出日時時点で、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録があること。
 - （5）過去 5 年間に、木製品全般の製作・加工、又は木造構造物（住宅を含む）の施工に関する実績を 2 回以上有していること。
 - （6）下関市内に本店、支店又は営業所等を有すること。

- (7) 本業務に係る入札参加者資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

5. 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

下関市総合政策部共創イノベーション課（下関市南部町1番1号 下関市役所本庁舎東棟5階）

(2) 日時

公告日から令和7年7月3日（木）の午前9時から午後5時まで

※ただし、閉庁日は除く

6. 申請方法

「入札参加資格確認申請書」（様式1）及び上記4（5）を証明する書類（契約書等）の写しを、郵送（書留郵便物に限る）または持参し、提出すること。ファクシミリでの送付は不可とする。

7. 申請書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年7月3日（木）午後5時（必着）

(2) 提出先

〒750-8521

下関市南部町1番1号

下関市総合政策部共創イノベーション課

8. 入札参加資格の決定

審査の結果は、令和7年7月7日（月）までに「入札参加資格確認通知書」（別添2）によりファクシミリで通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

9. 入札に関わる質問

- (1) 本入札に関する質問は任意書式でファクシミリによること。
- (2) 質問の期限は令和7年7月1日（火）午後5時までとする。
- (3) 質問の回答は、質問者のみにファクシミリにて回答する。

(4) 問い合わせ先

下関市総合政策部共創イノベーション課

電 話：０８３（２３１）５８３８

ファクシミリ：０８３（２２３）１３００

10. 入札方法

入札書（様式2）を下記11に掲げる入札日時及び場所に持参すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載すること。

また、入札書に記載する金額は、契約期間の全期間に係る総額とすること。

11. 入札（開札）日時及び場所等

(1) 日時

令和7年7月9日（水）午前10時00分

(2) 場所

下関市南部町1番1号

下関市役所本庁舎西棟3階 301ミーティングルーム

※郵便・ファクシミリによる入札は認めない

12. 入札保証金

下関市契約規則による。

ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13. 契約保証金

下関市契約規則による。納付の要否及び方法等については、落札者に対して別途通知する。

14. 落札者の決定

下関市が設定する予定価格以下で、かつ入札者の中で最も低い金額を入札した者を落札者とする。

15. その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び関係法令等に違反した入札は無効とする。なお、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式3）を代理人に持参させなければならない。
- (2) 入札参加者が開札日までに入札条件を満たさなくなった時、その者のした入札は無効とする。
- (3) 次に掲げるものに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 入札者の記名押印のない入札又は住所の記載のない入札
 - エ 誤字、脱字等があることにより意思表示が不明確である入札
 - オ 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - カ 総額について落札者を決定すべき旨を告げて入札に付した場合、単価を記入した入札
 - キ 同一人が同一事項に対して2通以上した入札
 - ク 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ケ 入札保証金が所定の額に達しない者のした入札
 - コ 金額を訂正した入札書による入札
- (4) 入札において、事故が起きた場合や不正な行為があると認めた時は、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (5) 入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (6) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 入札参加資格者は、入札の執行（以下「入札執行」という。）が完了に至るまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。また、当該入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式4）を郵送（入札前日までに到達するものに限り）又は持参して行うものとする。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届（様式4）又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行うものとする。
- (8) 入札書に使用する実印は、入札参加資格確認申請書で使用了実印を使う

ものとする。

- (9) 入札契約に関する書類を記入するときは、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（いわゆる消せるボールペン等）を使用しないこと。